平成２９年（再イ）第２４号

山口市平井1399番地、前住所山口市吉田3127番地１　クラヴィエｉＢ202号

再生債務者　椙山　智昭

1　決議に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月４日まで

平成30年３月７日　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第９５号

東京都昭島市福島町２丁目20番14号

再生債務者　冨田　雄士

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年３月７日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第６０号

静岡県浜松市中区神田町398番地　レオパレスあめやⅢ　106

再生債務者　渋谷　優

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年３月７日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第４号

盛岡市東中野字五輪１番地１　コーポ五輪202号

再生債務者　坂本　吉広

1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月３日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月17日から平成30年５月１日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（再ロ）第１２号

大阪市東住吉区東田辺２丁目３番３―504号

再生債務者　上乾　明美

1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月３日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第８号

和歌山市加太746番地58

再生債務者　増井　雄三

1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月３日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月10日から平成30年４月24日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（再ロ）第１号

秋田県大仙市花館字間倉249番地７

再生債務者　佐々木　亮

1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月４日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月18日から平成30年５月２日まで

秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１０００５号

長崎県長崎市横尾１丁目14番１―404号

再生債務者　中村　孝信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月23日まで

平成30年３月７日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第４号

岡山市北区奥田１丁目１番６―504号

再生債務者　若狭ひとみ

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月26日まで

平成30年３月７日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

三重県伊勢市大湊町336番地２

再生債務者　デルアギラ　ペレス　セグンド　と　DEL AGUILA PEREZ SEGUNDO FLORENTINO

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月27日まで

平成30年３月６日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２９年（再ロ）第１６号

京都市上京区大宮通西裏今宮御旅所下る西若宮南半町178番地２　グレイスロワ鞍馬口403号室

再生債務者　三宅　雄太

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月９日まで

平成30年３月７日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第６号

熊本県宇土市入地町200番地１　入地団地10―６

再生債務者　長谷河優敬

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月７日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１９号

京都府城陽市水主塚ノ木35番地の３　ベルホヌール102号

再生債務者　遠藤　文男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月７日

京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙、丙及び丁の務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、甲、乙、丙及び丁の社員総会の承認決議は平成二十九年八月二十八日に終了し、東京都知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十五日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

（甲）医療法人社団蓼会

理事長　新谷　幸義

神奈川県相模原市緑区二本松一丁目三七七番

九号

（乙）医療法人社団鴻友会

理事長　新谷　幸義

広島県東広島市河内町入野字新栃木七九〇

七番地

（丙）医療法人社団静寿会

理事長　新谷　幸義

広島県東広島市八本松東三丁目二番八号

（丁）医療法人社団あずま会

理事長　新谷　太郎

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ki-phs.or.jp/disclosure/H28BS.pdf

（乙）http://www.eonet.ne.jp/~kyojyokyo/HPkeisanshorui/BS.pdf

平成三十年三月十五日

京都府京都市南区西九条西柳ノ内町二八番地の二

（甲）公益社団法人京都保健衛生協会

代表理事　川端　良一

京都府京都市左京区岡崎円勝寺町一番地一

一　京都水道会館内

（乙）一般社団法人京都府浄化槽協会

代表理事　池田　泰造